

学校法人武蔵野美術大学役員報酬支給基準

（趣旨）

第 1 条 この基準は、学校法人武蔵野美術大学役員報酬規則に基づく理事長、代表業務執行理事、学長及び常務理事に支給する役員本俸について定める。

（理事長の役員本俸）

第 2 条 理事長の役員本俸は、学校法人武蔵野美術大学給与規則の別表 1—（1）本給基準表（B）の M4 等級 15 号とする。

（代表業務執行理事の役員本俸）

第 3 条 本法人の職員でない代表業務執行理事の役員本俸は、学校法人武蔵野美術大学給与規則の別表 1—（1）本給基準表（B）の M4 等級 15 号とする。

（学長の役員本俸）

第 4 条 本法人の職員でない学長の役員本俸は、学校法人武蔵野美術大学給与規則の別表 1—（1）本給基準表（A）を適用する。

（常務理事の役員本俸）

第 5 条 本法人の職員でない常務理事の役員本俸は、学校法人武蔵野美術大学給与規則の別表 1—（1）本給基準表（B）を適用する。

（基準の改廃）

第 6 条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いて理事会が行う。

附 則

この基準は、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。